

平成28年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年1月30日（月）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成28年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】本日もよろしくお願いいたします。

事前にお送りいたしました資料は、資料39「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」から、資料55「建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査の委託について」までの11件でございます。

なお、資料の39につきましては、前々回からの持越し案件でございます。内容的に昨年12月までの情報に内容を修正させていただいております。また、資料の47、48、それから46につきましては、前回からの持越し案件でございますが、内容の修正はございません。

また本日、追加の資料を机上に3点配付させていただいております。これは前回、審議会のほうからご要望がございました特定個人情報保護評価書、特定個人情報の利用についての全体の流れをご説明させていただくためのものでございます。議事の冒頭で説明させていただきたく、誠に申し訳ございませんが、資料39の前に追加をお願いいたします。

次に机上に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。まず、机上配付のほうで、資料の1と2と3。続きまして、資料の39、こちらが資料39-1と39-2、参考資料の39-1と39-2。

続いて資料の47、その次が資料48、その次が資料49と資料49-1、資料49-2。次が資料50。次が資料51と資料51-1。資料52が多い資料がついてございますが、資料52-1、52-2、52-3、52-4、52-5、52-6と、参考資料52-1。これは資料24となっております。以前にかけさせていただいたものでございます。それを参考資料として今日付けさせていただいております。

それから、続きまして資料の46、こちらが資料46-1。資料の53、こちらが資料53-1、53-2、53-3。資料54が資料54-1と54-2。資料55が資料55-1と55-2。

以上となっております。資料につきまして、過不足はございますか。もしございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。以上でございます。

【会 長】それでは、まず机上配付がありました資料をご説明いただいた後、次第に沿って議事の審議を進めてまいります。

説明される方は資料を読み上げるのではなく、要点を説明していただいて、必要に応じて補

足を加えるようにお願いします。

それではまず、「特定個人情報保護評価書、特定個人情報の利用についての全体の流れ」について、ご説明をお願いいたします。

【特命担当副参事】本日、机上配付をさせていただいた資料に沿いまして、新宿区における個人番号の利用事務の利用開始までの流れ、それから本審議会との関係について、説明をさせていただきたいと思っております。

本日の資料、全体は説明をする時間がございませんので、ポイントだけ重点的に説明したいと思っております。お配りしている資料1の3ページをご覧くださいと思います。

新宿区におきまして、個人番号利用事務、事務処理を行う場合、番号法で規定されております安全管理措置、それはもちろんでございますが、その安全管理措置に加えまして、新宿区の利用条例で決められているところの措置を講じた上で、利用を行うことになってございます。

3ページ目の一番上のリスク対策というのがございますが、1つ目がそのリスク対策としての特定個人情報保護評価、それから2つ目、3つ目にありますけれども、個人番号利用事務の事務処理を行うために必要な庁内の情報、庁内連携。利用するときの庁内連携の情報。どの事務でどの情報を利用するのか。そういったことを明らかにするための記録の整備。それから区民の方への公表。これを本審議会にご報告をすることになっております。

めくっていただいて4ページ目になりますが、全体の流れを簡単にご説明いたします。まず個人番号利用事務を新たに始める場合でございますが、まず、しきい値判断、緑色のところ、網がけされているところですが、その事務の評価の種類を行うためにしきい値判断を行います。その結果、1,000人未満の場合は評価を実施いたしませんので、左側になります。

実施をする場合でございますけれども、この場合、全項目評価か、それから基礎項目評価かというところに分かれます。全項目評価に該当する場合には、評価書の案をパブリックコメントのような形で住民の方に広くお見せをして、ご意見をいただくという手続を踏みます。そのパブリックコメントにかける前に、まず本審議会にご報告をした上で、パブリックコメントをかけます。

そのパブリックコメントをかけた後、第三者点検というのをすることになってございます。パブリックコメント、第三者点検を経た後、最終的な案を最終的に本審議会、2つ目の赤い囲みでございますけれども、ご報告をさせていただいた後、区といたしまして決定をし、国に提出をし、公表するという流れでございます。

そのときに、先ほど言った特定個人情報の庁内連携、番号法では庁内連携と申し上げますが、

これまで目的外利用、その事務以外の目的で収集した新宿区内に保有する情報を、番号法の場合には、事務処理で使う範囲で利用できることになってはいますが、それについてもどのような事務で、どのような情報を見るのかという記録を整備して公表することになってはいますので、それもあわせて公表することになってはいます。

一方、基礎項目評価については、パブリックコメント、第三者点検を経ませんが、区として決定する前に、案を本審議会に諮って、評価書の提出、公表という流れになってはいます。

前回、国のほうの承認というご質問もいただきましたけれども、行政機関、例えば国の機関、それから独立行政法人の場合には、国の個人情報保護委員会の承認が必要になりますけれども、地方自治体の場合は、その自治体の中で決定をして提出をする、イコール公表というようなことをごさいますして、国の委員会の承認を経るとというような手続はとりません。それが一連の流れになってごさいます。その手続を経た後、システム改修ですとか、それから個人番号の利用、提供というような流れになっております。

万が一、その事務に変更が生じた場合、あるいはそのシステムに変更が生じた場合には、また上から戻って、このルートを踏んで手続をするというようなところでごさいます。

本審議会には、特定個人情報保護評価のご報告ですとか、連携記録表というようなものをご報告させていただきますけれども、まず国のほうのこの手順の基本的な考え方といたしましては第三者点検、こちらの全項目評価にごさいます第三者点検については、各自治体の中に設置する個人情報保護審議会で点検を受けるような方法が原則とすべきだというような指針もごさいます。

ただ、一方、この評価書については、システム的な内容が多く含まれるというようなこともありまして、評価書の数も膨大でごさいますので、新宿区といたしましては、第三者の情報セキュリティや個人情報保護の認証を行っている専門の外部の業者に、第三者点検の委託をしてやっておりますが、あわせて本来確認をしていただく組織であります本審議会のほうにもご報告をさせていただいているところでごさいます。

庁内連携の記録につきましても、先ほど申し上げましたが、目的外利用と同等のレベル、水準を、適正性といえますか、きちんとした目的で利用しているのかどうかを見ていただく意味で、本審議会にご報告をさせていただき、透明性、公正性を保っているというような流れでごさいます。

雑駁で簡単で申し訳ございませんが、全体の流れといたしましては、以上でごさいます。

また、資料の2には、区における29年1月1日時点で、個人番号利用事務の一覧、多くごさ

いますけれども、一覧にさせていただきました。やや右側のほうに、個人番号の利用開始時期がございます。その利用の開始の前に、評価書の公表時期ということで、公表している時期を掲載しているところがございます。この評価書については、本審議会にご報告をさせていただいた後に区として決定をとり、公表しているというような流れで、それぞれの事務を行っているところがございます。

また、資料の3といたしまして、要綱を添付させていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】質問ですけれども、先ほど、利用・提供の流れ、4ページ目のこの部分。この評価書をつくる場合のことですが、自己評価書をつくりますよね。それでそれを本審議会に報告がくるということは、これは意識があるのですが、その後の第三者点検があり、その結果がまた本審議会に報告される。だから、1つの案件について2度本審議会に報告があるはずだと思っていたのですが、その2回目の報告は行われているのでしょうか。

【特命担当副参事】今の会長のご指摘でございますけれども、新宿区における個人番号利用事務、これだけたくさんございますが、全項目評価に該当する事務というのが、住民基本台帳事務、それから税、国保、年金というこの4つのみが全項目評価というようなところで、それ以外については基礎項目評価。対象人数の規模が少ないということで、今、会長のご指摘の2回赤い枠があるフローの隣に、基礎項目評価の場合のフローがございますけれども、そちらのルートを通っているのが圧倒的に多くございます。

ただし、税、国保、年金、それから住民基本台帳事務については、27年、件数も少なかったのですが、そのときには、第三者点検の前にパブリックコメントの前にご報告をし、第三者点検の後、こういう指摘があったということで、本審議会のほうにご報告をして、区として決定をさせていただきます。それが27年ですので、一昨年11月ということになります。

区の中の大多数がこの基礎項目評価に該当いたしますので、一度ご報告をして、それで区として決定というようなことでございますので、2回目の報告がなかったものでございます。

【会 長】わかりました。ということです。

何かご質問かご意見はございますか。よろしいですか。マイナンバーは時々出てきますので、何かご質問があったら、その都度、制度についてでも結構ですので、ご質問いただくことにします。

それでは次第のほうに入ります。資料39「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは説明をお願い

いします。

【教育指導課長】 それでは児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供等について、ご報告をいたします。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校の相互連絡制度の協定につきましては、本年度第2回の本審議会でご説明しております。そこで今日は、前回報告した以降の平成28年6月から12月末までの運用状況についてご報告をいたします。なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細の説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

では、資料39-1をご覧ください。まず、警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について、ご報告をいたします。指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ連絡した案件は5件です。第5回本審議会、11月10日で報告予定のものが、ナンバー1からナンバー3まで。4番と5番については今回追加した案件でございます。

それでは順番に概要を説明させていただきます。1は、窃盗した自転車に乗っていた中学生を補導したという連絡が、警察から学校あてに電話であったものです。2は、警察に学校で友達が暴力行為を受けているという相談があり、そのことについて、警察から学校に照会があったものです。その後、学校の調査で、そのような事実はなかったということが判明いたしました。3は、複数の生徒が許可なくビルの非常階段から建物に侵入したところを補導したという連絡が学校にあったものです。4は、親子関係のトラブルがあつて、暴力行為を受けたという生徒が警察に申し出ましたが、生徒も同様に親に暴力行為を振るっていることがわかり、警察で説諭をし、帰宅させたという連絡が警察から学校にあったものです。5は、他地区の商業施設で万引きを行ったので、補導したという連絡が警察から学校に入ったものです。

いずれもその後、学校からも生徒に指導があり、現在はそれらの問題行動は当該の児童・生徒では見られないという報告を受けています。

続きまして、資料39-2、今度は学校から警察への個人情報を提供した外部提供について、ご報告をいたします。該当する案件は3件で、第5回の報告予定はナンバー1とナンバー2。今回、追加案件はナンバー3、3番のものでございます。

3件とも校長が警察へ連絡することが必要と判断した事例です。1は、中学生のスマートフォンの不適切な使用により、個人情報の拡散が懸念されたため、警察の対応が必要な問題行動の事案とし、被害生徒、加害生徒の氏名、性別、学年、事案の概要等について、面談により学校が警察に情報を提供したものです。2は、女子中学生から不審な男性につきまといられるとい

う相談を学校が受け、保護者の了解のもと、面談により警察への情報提供を行ったものです。

3は、2と同様に、下校時に不審な男性にしつこく声をかけられたという生徒が保護者に相談し、保護者から警察への連絡を学校が依頼され、情報を提供したものです。なお、2、3ともに、その後、警察の重点的なパトロールもあり、当該生徒から同様の訴えはございませんでした。

事案の詳細については、以上とさせていただきます。以上で、簡単ですが、報告を終わります。

【会長】何かご質問かご意見はございますが、許された範囲で回答ということになると思いますが、何かあれば、なければよろしゅうございますか。

これは報告ということでした承ということにいたします。よろしいですね。では、ご苦労さまでした。

それでは、資料47「基幹統計調査に係る調査用品等の仕分・配送業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【地域コミュニティ課長】それでは、基幹統計調査に係る調査用品等の仕分・配送業務の委託について、ご報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要のところでございますが、事業名は基幹統計調査、担当課は地域コミュニティ課、目的は基幹統計調査の実施でございます。

ここで、事業名の基幹統計調査、ご説明してありますけれども、統計法に基づき、総務大臣が指定する特に重要な統計を基幹統計調査と呼びます。主に国勢調査等が皆さんの身近なところでございますが、今回、この基幹統計調査に係る、調査用品を調査員が仕分けして配送する業務、それと調査終了後に各調査員に感謝状を配送する業務を委託で行いたいということで報告するものでございます。

3の理由でございますが、基幹統計調査では、調査員に渡す調査用品の種類が非常に多くございます。また数量も多く、調査用品が東京都あるいは国から区のほうに送付された後、区のほうで検品等を行いまして、その後、調査員ごと、調査区ごとに、短期間のうちに多種・多量の用品を仕分けして配送する業務がございますので、この部分を委託するというものでございます。

4で区が実施する主な基幹統計調査を一覧で記載してございます。ここで、冒頭でお話ししました国勢調査については記載してございませんが、実は国勢調査につきましては、今回ご報告する内容について、平成22年度の国勢調査を実施する際に、業務委託で行いたいということ

で、同じ内容をご報告しているところがございます。

その後、経済センサスを実施しまして、また、今後、記載してあるような商業統計以下の統計調査が区で予定されているところがございます。国勢調査のような調査員が多くない部分についても、なかなか大量の用品を保管して仕分けする場所が確保できない。そういうこともございますので、今回、基幹統計調査に関しての用品配送、仕分けについて委託したいということでご報告するものでございます。

なお、4の表の下のアスタリスクのところ、基幹統計調査は、統計法の改正や総務大臣による指定、告示等があった場合には、新設や名称の変更もあるという旨を記載させていただいております。これは現在、この表の4に記載してあります統計調査は区が法定受託事務で行っているものでございますが、統計調査の前に国のほうで統計の計画を立てる際に、調査年次が重複する場合、合同で実施したり、中止したりすることもございますので、この表の4に記載してありますのは、基幹統計調査の区が現在行っている主なものということで、例示で標記させていただいたものでございます。

それでは別紙をご覧いただきたいと思っております。保有課、登録業務の名称につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。委託先につきましては、入札により決定するものでございます。プライバシーマーク、ISMSなど個人情報保護認証を取得していることを入札要件とするというもので、これにつきましては、総務省の統計局のほうも委託入札をかける場合に条件としているものでございまして、ISMSというのは、経済産業省の外郭団体である日本情報処理開発協会の適合性評価制度で、情報セキュリティのレベル、運用技術対策がプライバシーマークと同等と認定されるような仕組みでございます。

それ以外に、JAPICOというマークがございまして、これは経済産業大臣の認定する個人情報保護団体である日本個人情報管理協会によって審査される、やはり個人情報保護法、あるいは都道府県の個人情報保護条例、経済産業省のガイドライン等を審査基準として、一定の能力、運用している場合に付与されるマークでございますが、国の総務省統計局と同等の入札条件を付して委託を行うものでございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目は、調査員の住所、氏名、電話番号、調査区、調査用品の種類とその数量でございます。処理させる情報項目の媒体として、紙、電磁的媒体と記載してございますが、紙につきましては、用品を配送した際の受領証を取っていただく。また、あと調査終了後、感謝状をお送りする部分を委託しますので、感謝状を業者のほうに渡すというものでございます。電磁的媒体につきましては、調査ごとの調査員、調査区、調査用

品の種類とその数量をリスト化したデータをCD-Rで渡すものでございます。

委託理由につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。委託の内容でございますが、調査用品を調査区ごと、調査員ごとに仕分けして、調査員のお宅へ用品を配送する。そして終了後、感謝状を再度配送していただくというものでございます。

「委託の開始時期及び期限」でございますが、29年4月1日から30年3月31日までとなっておりますが、各統計調査の実施年度ごとに、入札で業者を決めていきたいと考えてございます。

「委託にあたり区が行う個人情報保護対策」でございますが、1から5に記載してございます。この中で2番の記録媒体については、必ず区の職員と委託業者が対面で行う。3番の記録媒体の取扱いについては、第三者漏えいがないパスワードを施して利用者制限を設けるなど、区のほうで保護対策を実施してまいります。

また、「受託事業者に行わせる情報保護対策」でございますが、1から3までに記載したとおりでございます。特に3の区から提供された記録媒体を処理したパソコン内の委託業務に係る電子情報については、業務終了後速やかに消去し、その完了報告を区に提出させるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】委託の期間ですが、今の3ページを見ると、真ん中あたりに1年間、年度で、要するに平成29年度ということですね。年度の1年間なのですけれども、以後継続ということは、前の2ページを見ると、要する統計調査というのは毎年いろいろなことが行われていて、今年度、今のとりあえず1年間だと、ここの就業構造基本調査と工業統計調査の2件ですね。だけど、以後継続ということになって承認を求めているとすれば、上の経済センサスも商業統計も住宅・土地統計も全部、今、承認してしまう。こういうことになりますよね。

【地域コミュニティ課長】そのとおりでございます。29年度に現在、予定している調査。就業構造基本調査と工業統計調査2本でございます。

【会 長】2本だけ。

【地域コミュニティ課長】はい。30年度はその上の2つの商業統計調査と住宅統計調査、31年度が経済センサス（基礎調査）ということになってございまして、その年度ごとにそれぞれの統計調査における調査員への用品配送等について、その都度入札を実施して、委託していきたいというものでございます。

【会 長】類型化されたものを、一括するものについて承認を求めているような感じが、今

までの普通の例とちょっと違うかなという気もするので、そこはもうお考えいただいて、入札でやるということだそうですから、随意契約ではないので、1つのルールに沿っているかなという気もしないわけでありませう。ご質問かご意見がありましたらどうぞ。よろしゅうございませうか。鍋島委員。

【鍋島委員】これは31年ですか、これは430人なのですよ。それで下のほうは20人とか300人とかになっていますけれど、これで30年まで終わって、この後は大きい数字の430名をなさると思うのですが、ここに書いてある30年3月31日までの記録媒体は戻していただいて、その後はまたお渡しになってまた戻す。こういう感じですか。そのところがちょっとわからないのですが。

【会 長】それぞれか、ずっと渡したままなのか。業者の選定のことですか。

【地域コミュニティ課長】統計調査ごとに調査員を委嘱いたしますので、委嘱された調査員の方だけ渡すということで、あらかじめ、例えば経済センサス430人とありますが、その方のデータを渡すのではなくて、統計調査ごとに従事する調査員の部分だけをお渡しする形になります。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】渡すのではなくて戻すほうです。戻すほうを心配しています。

【会 長】要するに、何年間も渡したままかという質問だろうと思うのです。

【地域コミュニティ課長】済みませう。その調査ごとに当然、委託終了するごとに必ず戻していただきます。

【会 長】委託先も変わるでしょうし。

ほかにご質問かご意見はございませうか。

ないようでしたら、本件は了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございませうか。

本件は了承ということで終了いたします。

資料48「住居表示の実施に係る業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【地域コミュニティ課長】それでは引き続きまして、「住居表示の実施に係る業務の委託について」ご報告いたします。事業の概要でございませうが、事業名については住居表示の実施。担当課は地域コミュニティ課。目的は記載のとおりでございませうが、取り扱う個人情報の対象でございませうけれども、住居表示を実施する予定区域にお住まいの方、その区域に事業を営まれている事業所の方の代表者または責任者の方のお名前ということになります。

事業内容のところをご覧ください。まず、住居表示制度。これはなかなかなじみのない言葉だと思いますので、ここはご説明をさせていただきたいと思います。住居表示が未実施の地域では、土地の地番を使って住所を表してございます。この地番を使って住所を表すというのは明治時代に始まった制度でございますが、この150年間の中で、土地の売買、相続等で合筆、分筆が繰り返される中で、地番の順番が順不同になってきてございます。あるいは1つの番地の中に、かなり多くの建物が建っている。そういう地域がございまして、住所の並びが規則的ではないということで、非常に分かりづらい状態になってございまして、それを解消するために、住居表示に関する法律というのが昭和37年にできてございます。

この法に基づきまして、その一定の町の中を道路等で街区に分ける。まずブロックに分けて、その街区に分けたものに、規則的に街区符号、街区の番号を付番します。今度、街区の中の建物についても、規則的に主要な出入口、玄関のあるところで規則的に住居番号を付番しまして、街区の番号と住居の番号で住所を表していこうという制度でございます。

続きまして、住居表示実施に係る業務委託でございしますが、住居表示実施に係る業務につきましては、そこに実際にお住まいの方、事業を営まれている方に、新しい住所を当然お知らせしなければなりません。現に居住する方、事業を営む方、全てにおいて現地調査を行って、その旧新対照表、新旧対照表、あるいは決定通知等を作成して、住居表示実施日、住居の切りかえに伴う手続等の説明資料、そうしたものも全て同封をして送っていくというものを、区議会の議決をいただいた後、比較的短期間に行わなければならないという事情がございまして。こうしたことから、専門知識、実績を持つ業者に業務委託でこの調査を行わせるというものでございます。

なお、一昨年、7月21日に、四谷の坂町地域で住居表示を実施したところでございます。この際に、やはり本日と同じ内容で業務委託を行いたいということで、26年第4回の本審議会にご報告をし、了承をいただいているところでございますが、昨年12月に本塩町地域で住居表示を実施する部分につきまして、区議会の議決をいただいております。本塩町につきましては、本年9月に実施する予定になってございます。また、現在、四谷一丁目と三栄町地域においても地元審議会等で住居表示実施に向けた検討を行っていただいているところでございます。

現在でも区内の面積のうち4分の1が住居表示未実施地域でございしますが、今後、区としても未実施地域解消に向けて取り組んでまいりたいと考えてございますので、今後、住居表示を実施するに当たりまして、現地調査を行うことについて、前回、四谷坂町地域という限定でございましたけれども、改めてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、別紙をご覧いただきたいと思います。「保有課」、「登録業務の名称」は記載のとおりでございます。「委託先」は入札により決定するものでございます。ここで標記が先ほどの統計の部分と若干漏れてございますけれども、「委託にあたり区が行う情報保護対策」の1番目に記載させていただきましたけれども、他の区市町村で受託実績があり、かつプライバシーマークを取得していることを入札要件として入札により業者を決定していきたいと考えてございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございますが、まず区が委託先に提供する情報につきましては、その実施予定区域に住居登録している方の世帯番号、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、現在の住所でございます。

2番の委託先が収集する情報でございます。現地調査により収集する情報でございますが、住居登録している方については、新たな街区符号、住居番号、実施予定区域内で事業を営む事業者に係る情報項目につきましては、事業所の代表者または責任者の方のお名前。住居登録をされておらず、現にお住まいの方については、街区符号、住居番号、カナ氏名、漢字氏名と、現にお住まいの住所でございます。

処理させる情報の記録媒体でございますが、1番の紙。これにつきましては、調査の対象者リストと住居表示の調査原票という、調査に当たっての個票になります。2番目が電磁的媒体でございますが、調査結果につきましては、CSVファイルというテキストのデータでございますけれども、それをCD-Rで区に納品させる、あるいは印刷用の版下原稿をPDFファイルで納品させるというものでございます。

委託理由につきましては、先ほどご説明させていただいたものの繰返しになりますので、省略させていただきます。

委託内容でございますが、現地調査及び付番根拠図の作成ということで、現地調査を行い、地図上の街区ごとに建物の位置、形状、主要な出入口の位置を記録。そして調査結果をもとに、各建物に住居番号及び居住している方の氏名を記入した付番根拠図を作成させます。これをもとに、住居表示の旧新・新旧対照表を作成させるものが2番目でございます。3番目につきましては、住居番号決定通知書、宛名シール等を作成しまして、住居番号決定通知書を世帯主あてに全戸配布するものでございます。

なお、封筒には、住居表示実施に向けた手続説明会を事前に区が開催いたしますが、その開催の案内、手続の手引き、登記用申請書など住居表示の実施に伴って必要な資料を同封するものでございます。

「委託の開始時期及び期限」でございますが、29年4月10日から、以降継続、これは実施地域ごとに改めて入札で決定していきたいと考えてございます。

「委託にあたり区が行う個人情報保護対策」ですが、1番は先ほどご説明したとおりでございます。3番で、区が提供、あるいは委託先が収集した個人情報が記録された記録媒体の保管状況については、毎月報告書を提出させ、必要があれば区が立入り調査を行うものでございます。5番につきましては、業務終了後、記録媒体の即時返還及びパソコン処理している場合については速やかに消去し、その消去の報告書を区に提出させるものでございます。

「受託事業者に行わせる情報保護対策」でございますが、区が提供する情報につきましては、4番でございますように、第三者に漏えいしないようにパスワードを施して利用者制御を設けることを条件とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、もう1つの別紙のほうでございますが、これは住居表示の実施に係る印刷業務の委託ということでございまして、先ほど、ご説明した住居表示の旧新・新旧対照表の版下データを先ほどの委託で提出させますが、この版下データを使って、旧新・新旧対照表を印刷する業務を外注で行うというものでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、実施予定区域に居住する方に係る街区符号、住居番号、カナ氏名、漢字氏名、実施前の住所。

記録媒体でございますが、PDFファイルをCD-Rで提供するものでございます。

委託理由につきましては、ここに記載してありますように、旧新・新旧対照表は実施前後の問合せに対応するだけでなく、今後、長期間にわたって住居表示実施証明発行のもととする資料でございますので、長期間保存していく必要がございますので製本を含めた委託を行う必要があるものでございます。

委託の内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。委託の開始時期につきましては、29年4月以降継続、「委託にあたり区が行う個人情報保護対策」は、特記事項を付すなど、通常の印刷業務の委託と同様のものを定めているところでございます。

こちらにつきましては以上でございます。

済みません。1枚前に戻っていただきまして、実施調査の委託の別紙のところでございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目、上から4つ目の枠の2番の(2)でございます。「実施予定区域内の」となっておりますが、これは「での」の誤植でございます。申し訳ございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】今のところの少し上ですが、1のほうですね。「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」の1、区が委託先に提供する情報ですけれども、このカナ氏名、漢字氏名と書いてあるのですが、これは住民登録されている全員なのですか、世帯主だけなのですか。

【地域コミュニティ課長】これは、登録されている方全員、世帯員を含めてということでございます。

【会 長】人につけるのではないですよ、住居表示というのは、建物単位ですか。もう一度、ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】この住居表示は、確かに建物に新しい住居番号をつける作業でございますけれども、後日、この住居表示を実施されたという証明を取りに来る方が結構いらっしゃいます。その時点では、必ずしも世帯主の方が来るわけではありませんで、ここに住んでいたのだけれども、住居表示がどう変わったかを証明してほしいという方がいらっしゃいます。ですから、住居表示を実施した時点でお住まいになっている方を含めた形での旧新・新旧対照表を用意しておく必要がございます、その関係で、住民登録されている方については全員のお名前を調査の基礎資料とする必要があるというところでございます。

【会 長】そういう意味では、アパートに住んでいる人も全員ですよ。はい、わかりました。何かご質問かご意見がございましたらどうぞ。布施委員。

【布施委員】この2ページのところにその他で、住居表示業務の委託については、これまでの住居表示を実施するごとに本審議会報告となっているが、今後、この報告をもって住居表示実施に係る業務委託を行っていくものとするを書いてございますね。ということは、今後、住居表示があと4分の1残っているということですから、逐次実施されるに当たっては、その都度、報告はしないということですか。今後何年間かあると思うのですが、来年とか再来年。そのときはもう報告を本審議会にはしないということで理解していいですね。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】住居表示を実施するごとに今回、ご報告させていただいている内容でご了承いただければ、それで入札をして業者を決めていきますので、その都度、本審議会のほうにご報告というのを予定していないところでございます。

ただ、委託をすると、委託業務記録票というものを作成する必要がありますので、それは当然作成をして、区政情報課のほうに今年度の委託の情報を提供いたしますので、区政情報課のほうからその年度ごとの運用状況の中で、本審議会のほうにご報告されていくという流れになっているものと考えてございます。

【会 長】先ほどの例と同じですかね。形が一定に決まっていて、業者は入札という法的な手続で。定型的な手続で委託者が決まるというのだから、将来にわたって了承いただきたい。こういうことですよ。先ほどの件と趣旨は、大体そういうことでしょう。

【地域コミュニティ課長】そのとおりでございます。ですから、この内容が変更するというのであれば、当然また本審議会のほうにご報告をさせていただきたいと考えてございます。

【会 長】布施委員。

【布施委員】ということは業務ごとに、業務の中味でなくて業務の名称ごとに本審議会で、こういうやり方をしますから、もう本審議会で報告しませんよという形の手承を取ると、要するに情報が委託先に渡るということを考えると、個々別々なのかなと思っていたのですが、そうではなくて、業務全体に対して手承を取るといような、類似だからいいのではないかと、気持ちも正直あるわけですが、ちょっと違うのかなという感じがするのですが。

【会 長】全く同一の形で、例えば委託先も同じところで、継続、継続というのは、なるほどそれ一回で、同じところだし、内容も同じだからというので、毎年同じ継続でいきますよというのはわかるのだけれども、今回の場合は、この案件でいえば、地域も量も、違うところが今後発生するわけでしょう、何十世帯か知りませんが、今回は、もっと大きなところもあるし、小さいところもあるかも。委託先も一応入札だけれども、どういうところになるかわからない。業者にもいろいろなランクがある。

だから、そういうのを一括してというか、将来に向かって1つの類型だから手承を受けたいと理解しているのですが、今までそういう案件はあまりなかったように思うのですが、どうですか。前はあまりこういうケースはなかったように思うのですが。

【地域コミュニティ課長】私のほうからなかなか答えにくい部分がございますけれども、個人情報の業務登録、登録している個人情報業務ごとにどの内容を委託するか。その部分で個人情報がどう扱われるのか。ということで、委託の内容について、毎年入札を実施するものであっても、一括といいますか、この条件で委託をして、こういう業務委託をしていきますという部分については、これまでも例があったのかなと考えてございます。

ただ、当然、先ほどもご答弁申し上げましたように、条件が変わる、あるいは処理させる個人情報の項目が変わるとい部分であれば、当然その都度、委託の変更という形でご報告はさせていただいていただいと記憶してございます。

【会 長】過去の評価はともかくとして、いつものケースとちょっとどこかが違うかなという気がするのですが、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】今までの質問とは違う話なのではけれども。3ページ目の委託に伴い事業者に処理させる情報項目の2の(2)番、これは事業所の代表者に係る情報。(3)が住民登録されていないけれども、現に居住している人に関する情報と。こういった情報というのは、どうやって区のほうでは把握されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】この2番のほうは基本的に委託業者に現地調査の際に聞き取り等で収集していただく項目でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、これは業者の側が実際にその地域を歩き回って取得をするということ。例えば法人だったりすると、登記簿、商業登記があるわけですが、そういったものを取得するわけではなくて、歩き回った情報で代表者等を確定していく、こういうことになりますか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】この部分については、当然、登記簿もある程度確認はいたしますけれども、実際に本社がこの区域になく、ほかの区にあって、そこで小さな営業所というのですかね。支店よりももう少し小さい、営業所だけをやっているケースもございます。

そうした中で、これまでも実は、事業所の代表者のお名前、あるいは連絡先のお名前というのは、特に委託には入れていなかったのですが、前回、通知を差し上げた際に、何々社御中という形でご連絡をしたところ、せめて自分のところに通知をよこすのであれば、営業所の誰宛なのか個人名ぐらい入れてよこすのが礼儀だろうと、お叱りも受けたこともございまして、今回はこの分を調査項目としてつけ加えたということで、必ず代表者を調べてもらわなければならないということではなくて、実際にそこで事業を営まれている事業所にお送りするとき、誰宛に送ったらいのかということをお調べくださいということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほど、どうしてカナ氏名、漢字氏名等をとという話があったときに、住所変更があった証明を欲しいという方がいらっしゃるからというお話があったのですが、この2番とか3番に係るような人たちに関して、そういう証明が本当に必要なのかどうかという部分に若干疑問があるなと思っております、そうなってくると、こういった情報を収集する必要性というのは、どういうふうに認識されているのかをお聞きしたいのですが。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】後日、住居表示実施の証明が欲しいという方は、必ずしも住民登録

されている方だけではありませんので、いわゆる事業所としても、ご自分の事業所のあったところの住所が変更になっているのだという証明を欲しいという、当然、請求がございますし、また住居表示実施に伴う、いわゆる不動産登記等の関係の手續については、区のほうで証明を出すことによって、登録免許税が免除されるという仕組みがございますので、そういう中で、この部分についても収集して正確に把握しておく必要があるというところがございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】それで、そうすると今のご答弁の中だと、登記ということについても、手續にかかわってくるという話があって、3ページ目の委託の内容の下のほうに、登記申請用紙等という記載があって、これも聞こうと思って。これは要するに、不動産登記に関する申請用紙ということよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】不動産登記の、いわゆる表題部分につきましては、当然、影響ないのですが、事業所の方ですと代表者の住所が変わる、住居表示実施に伴って変わることになりますので、そうすると、登記の手續が必要になってくるのですが、この住居表示実施に伴う場合については、区のほうから発行する証明書によって登録免許税が免除される。

その関係で、この登記申請書用紙等とございますけれども、個人用のものと事業者用のものの用紙を用意しまして、法務局とも当然調整した上で、こういう内容で記載してくださいという記載事例を含めた手引きも作成して、その関係の用紙を同封して配布するというものでございます。

【会 長】今のところなのですけれども、この事業所も個人もそうですけど、知られたくない人は世の中いっぱいいるのです。それを、これはどういう程度やるつもりなのか。本当にこれが必要なのか、住居番号とここにありますよね。住居番号さえ決まれば、個人とのつながりはあまり必要ないことではないのかなと。

それにおれば、その個人がそこへ誰が住んでいるか関係ないのではないかなと思うのですが、住居表示の番号を決める段階では。そこに誰が住んでいるか全く関係なくて、特に住民登録をしている人は、今までの住居番号が今度変わりますよみたいなことで簡単かもしれないけれども、この今の2の(2)と(3)は、(2)もそうなのか。(3)は確かに「住民登録されておらず」になっているから、住民登録をしていない人ですよ。だから先ほど申し上げたように、住民登録していないのはいろいろ理由がある人がいて、そういう人のもこれは調べるのですかという話なのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

【地域コミュニティ課長】先ほどの繰返しになりますけれども、住居表示を実施した後に、あるいは実施のときもそうです、通知をお出しする、あるいは実施した後に、住居表示の証明書を欲しいという方が今後、かなり長期にわたって発生してくることになっております。現実には、今時点でも、昭和40年ごろの住居表示を実施した旧町名と今の町名がこうなっているという証明が欲しいというのは毎年来てございます。

その中で、その時点でお住まいの方からの証明であれば、区は無料でお出しする。そういう点で、現に住んでいない方から来ても、それは無料でお出ししないということになってございますので、まず現にお住まいの方がどうかということは、きちんと把握しておく必要があるということで、(3)の部分が入っているところでございます。

【会 長】けれど、それは他のことなので、後から本人がどれだけ手間がかかって証明をもらうかという話なので、住居表示の番号をつけること自体には、誰が住んでいるかは関係ないのではないですか。

【地域コミュニティ課長】会長のおっしゃるとおり、住居表示のいわゆる建物の番号をつけること自体は誰が住んでいるかは関係なくて、唯一関係するとしたら、主要な出入口がどちらか判断つかないときに、お住まいの方に主要な出入口はどちらですかという確認をとるとというのがございますけれども、その後のいわゆる免許証、口座の書きかえ、そういうのを含めて、区のほうで通知をお出しすることによって、それを証明書として使うことによって、各種手続きがスムーズにいくということがございます。

【会 長】住民票を持っていない人は、もともとそういうことを期待していない人ですね。証明なんか。それを今回こういう形で情報収集されるということ、これはどういう説明するのか。これは強制ですというか、任意ですか、もともと名前を、新旧対照表をつくるのだとしたら、それに載せるか載せないかと聞くのか、何か全然取組み方が違うと思うのですけどね。

もう普通の考えだと、完全にそこに住んでいる人のリストをつくりたいというのが、行政の普通感覚ですよ。我々みたいなものには、必要な人だけ言ってくれればいいですよという、10人のうち1人や2人いてもいいですよという感覚だけれども、行政的に考えたら10人のリストを全部つくりたいというような、そういう形でこの現地調査をしてもらうのか、どういうことでしょうか。

【地域コミュニティ課長】私どもとしては住居表示を実施する以上は、実施した時点で影響のある方については全て把握しておきたいということで委託するものでございます。

【会 長】そうすると、先ほど言ったように、住居表示の付番を超えた何か目的が入ってき

てもしようがないかなという気がしますねということです。

それは私の意見です。何かご質問、ご意見はありますか。三雲委員。

【三雲委員】会長がおっしゃっていた懸念というのですかね、必要のない個人情報を収集することになるのではないかと。そうすると、オプトアウトというのでしょうか。調査のタイミングで、お名前を新旧対照表に載せることをするかしないかという選択した場合には、後で証明を無料で取得することもできますよとか、そういう説明をした上での選択というものは、調査の方法の中に折り込む予定はないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】現時点では特に、オプトアウトの部分について、明確にということとは想定してございません。新旧対照表と旧新対照表、実は2種類作りまして、区の内部で使うものについては氏名の入ったものを用意して、各出張所、証明を取りに来たときに対応できるように、地域コミュニティ課と各出張所には名前の入ったようなものを当然整備することになる。一方、水道局とか消防とか警察、そういうところに渡す新旧対照表については、名前の入っていないものを2種類つくる予定でございます。

ですから、区のほうで使うものについてしか、まず記載をしないという前提がございまして、あと、実際に調査に行ったときに住居表示の趣旨をご説明して、直接相手方からお名前等を聞き取るということを予定しておりますので、現実問題としては、そこで拒否をされれば、収集ができない。いわゆる、その部分については記載ができない。ですから、後日、区のほうに証明を取りに来られたとしても、区のほうで証明できませんということになりますので、収集の際にオプトアウトで、この部分について削除してほしいとかという細かい部分までの確認をして収集するというのを業者に求めるという考えは今のところございません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】氏名等まで収集する目的としては、希望する方が証明を取りに来られたときに、無償で提供できる範囲というものを確定するためという話で、その範囲で必要な情報が集まればいいわけですね。にもかかわらず、面接してお名前を聞き取った人については、全て記載が入ってくる。

そういうことになると、その範囲よりも広い範囲の情報収集、必要よりも広い範囲の情報収集ということになると思うのですが、その点について、やはりどういうことが、要するに名前を面接のときに述べることによって、どういうことが起こるのかということについて、認識をさせないというのが適切かどうかという問題があると思いますが、その点はどうですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】まず収集するときに、当然、住居表示制度の制度がどういうものか、住所が変わります、変わった住所は後日ご連絡しますということでご説明に入っていきますので、その部分でお名前をおっしゃっていただけないと、通知の出しようがないですよというお話をまずして、そこからスタートになっていくと考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ということは、通知をもらいたいから名前を言うのだという、そういう認識でその方の名前を収集すると。したがって、通知を出すために必要な範囲の情報収集である、こういう位置づけで理解していいということですか。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】これも、いわゆる住居表示制度との現実にお住まいになっている方とのその間の部分がございますけれども、住居表示に関する法律については、住居表示が実施された区域については、新たな住居表示実施後の住所を表示しなければならないという義務規定があるのですが、必ずしもそれに強制力を持って従わせているということは当然できませんので、拒否されるケースも当然、あり得るだろう。ただ、そういう部分については、強制的に収集することは当然できませんので、それもしないという結論になります。

【会 長】登記されていない法人と、それから住民登録していない個人について、やはり強制的に徴収するというのは、私は全く反対です。議事録に残すぐらいのつもりで反対します。

それで、それを任意調査だということを徹底的に調査の対象者、住民に説明する方法を考えると何をしますか、しませんか、どちらですか。

【地域コミュニティ課長】当然、これは現地調査ですので、調査の仕方を慎重にしないと、一番トラブルの発生するものになりますので、その説明内容等を含めて、強制的に区のほうで収集するのだという誤解を受けないような形で業者を指導していきたいと考えてございます。

【会 長】だけど、具体的になっていないわけでしょう、今この時点でね。鍋島委員。

【鍋島委員】区民からすると、訪問した人には絶対答えないようにしましょうとなっています。だから、幾ら理論的に言っても今、訪問の悪い人がいっぱい来るのですよね。だから、それに乗じてまた広がると思いますよね。それが1つ。

それと、これは任意とおっしゃったので、そうだと思いますよ。どうなるか。ならば、区のほうからまずそういう文書をお出しになると思います。お出しになったときに、こういうことなので、お宅のところも変わりますから、お宅の住居登録している方、登録していない、昨日、

今日で新宿に移った方もいると思うのですよね。そういう人もそれに載せたいのであれば、ここにお書きくださいとか、区民のほうから情報を出せるものをお出しになって、それで来ないところだけちゃんと回ればいいのではないかと思いますよ。

それで、出せば、そこにいない人は戻ります。区役所に、だから、そこに人がいるのか、そこが事業所なのか、うちのあたりなどは、住まいは町田とか。そういう管理会社だけがやっているところが幾らでもあります。

それでしたら、住んでいる人が借りてすぐ行ってしまふ、出てしまふ人ばかりいますので、ちょっとこれ、なかなか。今のようやり方では、本当のところを使って、本当のところにかないと、その住居したのが後々つながりませんね。いないから。

【会 長】何かご意見ありましたらどうぞ。

【地域コミュニティ課長】住居表示実施に向けては、各地域もそうなのですけれども、これまでまず住居表示を始めませんかという形の住居表示ニュースということで、その区域内の全戸、全ての事業者さんにポスティングでお知らせするところからスタートしまして、それで、それぞれの地域で検討している状況について、毎回この住居表示ニュースという形で全戸配付をさせていただいてございます。

当然、この調査に入るときも、住居表示実施に向けてこれから区のほうで調査を行います。委託で行いますが、その委託の事業者には区の腕章を提供して、身分証明書も掲示をさせて、必要があれば提示をして、きちんとご説明しますという、いわゆる住居表示ニュースで、地域内の各戸、各自業者さんに全て職員のほうでポスティングをして、必要があればその都度ご説明を繰返してございます。

その中でもなかなかご理解いただけない場合については、当然、先ほどの繰返しになります。強制をしないような形で、この業務委託で住居表示実施に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。西村委員。

【西村委員】今までのお話を伺っていると、1つにはこれの制度で、住居を変更する場合に、住民にしてみれば、ある日から住居の表示が全く変わってしまう。自分の意思にかかわらず、それを行政のほうから指定されてしまうということで、逆にいえば、それによって不利益が生じないようにということで、行政側も後々、例えば先ほど出ました登記簿の変更などに関しては無料でできますと。手間だけは必要だけれども、金銭的な負担はかけませんというような、そういう一種、救済措置のようなものを取られるのだと思うのですね。

それがどういう場合かというのが、恐らく長い経験、住居表示、もう大分この制度が始まってから経験を積んでいると思いますので、どういう場合に、どういう問題、いろいろな手間やそういう金銭的な問題が発生してしまいますよということは、相当いろいろな知識として集積されていると思うので、それを最初に一通り網羅的に説明するという、説明の仕方として1つ必要だと思うのですね。

その辺をどの程度きちんとされているか。それを見て、自分がこういう手間暇、あるいは金銭的な問題があるから、やはり名前を登録しておいてもらってくださいという人も、それによって出てくるかもしれないので、その辺の掘り起こしを1つ慎重にする必要があるということ。

次の問題は、これが法令によってどういうふうに定められているのか、私はよくわかりませんが、表示が変更になってから、今言った救済措置というのは、どのくらいの間、続くのでしょうか。無期限なのでしょうか。というのが私の疑問なのです。

そうすると、無期限に個人情報をとっておかなければいけないという問題がここで生じてしまうので、その辺は恐らく基本的に元の法令とつき合わせて決まる期間だと思うのですが。例えばそういうのが有限の期間であれば、何年以内に申し出ないとこの利益は失われますというようなことを事前にきちんとおいて、かつ情動的には何年後にはきちんと廃棄されるということが保障される。そのあたりが考えていく上で必要なのかなと思うのですが。

私は現状を知りませんので、その辺の状況を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】まず1点目の掘り起こしが大切ではないかという部分は、ご指摘のとおりだと思っております。

先ほどの繰返しになりますけれども、各戸に住居表示を実施しませんかという呼びかけの後に、住居表示の制度の説明会というのも4回ほど、平日の夜間、土日、延べ4回やっております。そういうところで住居表示を実施したときに、メリットやデメリットにどういうものがあるのかというご意見もいただいております。住居表示説明会が終わった後に、今度は住居表示の地元で検討していただいた素案がまとまったところで、また素案の説明会というものも都合4回実施しております。そういう中でも、住居表示実施に伴う手間を何とか軽くしてくれないかというようなご意見があり、この素案についてはいろいろなご意見をいただいております。

そうした中で、おおむね地域の意見を踏まえて、区としては議会のほうに住居表示を実施したいと議案を提出させていただいたところでございますが、今後、住居表示実施に向けては、

手続の説明会というのもまた平日、土日含めて、住居表示実施に向けて、こういう手続が必要になります。期限のあるものないもの含めて、どういう手続が必要かというものは全てご案内させていただいておりますし、今後もそれをさせていただく予定でございます。そういう形で、1人でも多くの方にご理解いただきながら進めていきたいと考えてございます。

2点目の期限の関係でございますが、これは特に期限は定めてございません。いわゆる新旧対照表をつくったときですね。先ほど、お話ししましたように、住居表示実施の時点で、現にお住まいの方から証明が出たときには対応できるようにということになりますので、その証明が出そうな期間、40～50年については、やはり持っていないと、来たときに証明ができないということで、保存年限については、特に定めてはございません。

【会 長】西村委員。

【西村委員】今後のほうの説明で、まだ十分よく分からないところがあるのですが、そのときに後ほどに証明が欲しいというときに、新旧の住居表示がこういうふうに変わりましたという証明は、これからずっと必要だと思うのですが、どの個人がそこにという情報までは、そういう非常に長い時間まで必要ないのではないか。

場合によっては、そういう方が亡くなってしまったりとか、そういうリストに載っている必要が全くなくなってしまうような状況もあるのですが、そういうことがアップデートされていると思にくいのですが。そういうことまで含めて、やはり氏名までとっておくというのはある有限の期間に定めるべきではないかと私は思いますけれども。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】先ほどもご説明させていただきましたけれども、住居表示実施の時点でお住まいになっている方については、無料で証明を出すということになってございますので、その当時、お住まいの方がいつ証明を取りに来るかわからないものである以上は、来る可能性がある期間は保持し続けなければならないというところでございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】問題は、ずっと保持しなければいけないということまではわかるのですが、個人が来たときに、その個人の方にもう無料でしなければいけないというのも、また無限の期間を求められているのでしょうか。あるいはある一定以上の期間が過ぎてしまったら、それはやはり個人の問題としてご負担はそちらでというような、そういう考え方もあっていいのではないかと思うのですが。

【会 長】ご説明ください。

【地域コミュニティ課長】住居表示につきましては、いわば行政の都合の部分で実施する部分がございますので、請求をされた時点で当時住んでいたかどうかわからないので、有料だったら証明が出せませんというのはなかなか対応ができないということで、その時点でお住まいの方については、区のほうでは保持していく必要がある。

この部分につきましては、区の内部で管理するために使うもので、なおかつ住居表示の証明を発行するために使うものでございますので、ほかの目的には当然使わないものですので、その点については、きちんと管理していきたいと考えてございます。

【会 長】ほかに何かご質問かご意見ございますか。

私の反対意見は、先ほど言っておきましたが、整理しますと、収集する項目について、住民登録されていない住民と、登記されていない法人についての調査は、任意性が確保されない限りは調査対象から外すべきだという意見です。

それでは、了承ということでもいいですか。では、本件はこれで了承ということと終了いたします。

それでは、資料 49「75 歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発に係る電算処理システムの開発について」であります。それでは説明をお願いします。

【高齢者支援課長】それでは、75 歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発に係る電算処理システムの開発についてということで、今回、電子計算機による個人情報処理の開発、変更といったところで諮問させていただくところでございます。

事業の概要をお願いいたします。重複しますが、事業名は 75 歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発ということで、ここでいう高齢者のみ世帯というのは、例えば 75 歳以上のひとり暮らしの方は除外します。75 歳以上の方と若い方が住んでいる場合も除外。75 歳以上の方だけで住んでいるところは、今回の対象ということでございますので、実際はご夫婦の方が多いかなといったこととございます。

事業内容の 2 をご覧いただきたいと思っております。既存事業との関係でございますが、高齢者支援課では、下記における高齢者の見守りの強化として、75 歳以上のひとり暮らしの世帯に対しては、現在、情報紙「ぬくもりだより」、これは月に 2 回配布をしておりますので、年間 24 回配布員が配布をしております。これとあわせて、熱中症予防啓発パンフレット、これは年 1 回なのですけれども、そういう形でやっております。言いかえれば、ひとり暮らし高齢者の方については啓発をしているという状況でございます。

今回はさらなる熱中症予防啓発のために、対象を 75 歳以上ひとり暮らし高齢者世帯から、75

歳以上高齢者のみ世帯に拡大をして、広く高齢者に対して熱中症の注意喚起を行うものでございます。

3の事業対象者の中の最後の行になります、新規の欄をご覧ください。こちらに75歳以上高齢者のみ世帯、概数ですが、今、新宿区内で4,000世帯ございます。次にシステム開発。下から3行目をお願いいたします。新たに75歳以上高齢者のみ世帯に対して熱中症予防啓発を行うためには、情報システム課のホストシステムにより、縷々ございますけれども、新規の電算処理システムの新規開発が必要だといったことで、今回の諮問ということでございます。

次に別紙をお願いいたします。別紙の中の記録される情報項目をご覧くださいと思います。このうちの2番、記録項目。住所、氏名、性別、年齢、住民番号、郵便番号ということでございます。記録するコンピュータは、重複しますがホストコンピュータといったことで、情報システム課のほうで管理ということでございます。

続きましては、新規開発、追加、変更の理由並びに変更の内容については、記載のとおりでございますけれども、アウトプットするデータといたしましては、変更の内容の1番と2番をご覧くださいますと、対象者の抽出、このところの最後の行で、まず対象者リストを出力する。それから対象者世帯に郵送で送付しますので、宛名ラベルの出力をするといったことでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見がございましたら、どうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】何点かお聞きします。そうすると、75歳以上一人世帯に使っていたシステムではなくて、新しく75歳以上高齢者のみ世帯、つまり4,000世帯を加えたシステムをまた新たに構築するという意味なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】ご指摘のとおり今回に当たって、新しいシステムをつくるということでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】これは区の職員がやる。委託とかそういうことでなくて、区の職員がやるということですか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】ホストコンピュータを活用して、基本的な項目のみで対応ができますので、これはもう職員の中だけで対応いたします。

【佐藤委員】その辺の、今までやったものとの継続的な形になると思うのですが、セキュリティやそういう個人情報の扱いについては、どのようになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】資料にもございますとおり、例えば、担当者、内部だけとはいえ、担当者並びに担当者以外の職員も横に座っているわけです。そういった意味で、データについては情報システム課からデータをいただいたら、パスワード等を設定して、担当者以外はそういったデータがまず見られないようにするといったところで、入り口のセキュリティを確保したいと思っております。

それから、1年に1回なので、例えば1回送って、しばらくしたらデータも要りませんから、そういった意味で、対象者リスト等についても適宜廃棄をしていくということで対応してまいりたいと考えています。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。結構です。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございませんか。伊藤委員。

【伊藤委員】今回、ホストコンピュータの保存されたデータを多分抽出するという話だとは思いますが、この図のページ、CSVデータとか、そういったものが書かれているのですが、このCSVに今回、熱中症の予防啓発を行いましたとか行っていませんとか、そういう項目をまたここに書いていくという、そういうこともあるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】今のところは、リストを出力して、宛名ラベルを出して、それで封入封緘して、配って、それで終わり。要するに、届いたか届かないとか、反応等についても、それはもう基本的には考慮しないということで考えています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】これ、そうしたら何でCSVを書き出すというか、そういうシステムになっているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】システムの詳細について、なかなか具体的に説明ができない部分もあるのですが、8階の情報システム課と今回の事業をやるに当たって、どういう形で何を使うかといったところを、いわゆる実務上というか、専門的な観点で事前調整した結果、CSVデータといった形で、ホストでやるのがよいというふうになったと伺っています。

【伊藤委員】これは、ホストコンピュータにデータが保存されているわけですが、CSVを書き出すと、CSVにもまたデータが保存されるという、二重にデータが保存されるという構造になってしまうのですが。だったら、CSVはそもそも出す必要もないし、これがあって、これを例えばファイルをやりとりすることになると、またこれはこれでセキュリティが必要になってくる話だと思うので、これがそもそも何であるのだというのがはっきりしないと、この項目に関しては賛同するのが難しいのかなとも思っているのですが、これだけだと、これは目的がわからないですよ、これだけだと。その辺というのは何か事前に聞いていたりとかは一切ないのですか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】繰り返してしまいますが、ホストコンピュータで保管をしている住所であるとか氏名であるとか性別であるとか、基本的なデータを私どもの今回指定する条件に従って抽出をまずする。それを、我々の所管課のほうで活用するに当たっては、その処理の形としてCSVデータという形で情報システム課からいただいて、それを活用して事務処理をやっていくといったようなことで理解をしているということでございます。

今、委員のほうから、CSVを使った後に、その辺の履歴等が残るといったようなご指摘がございました。この辺については、私のほうでこの場でこうですと明確にご説明ができる部分とできない部分があるのですが、もしそのようなことがあったとしても、そのデータも含めて、年に1回ですから、終わった時点で適宜処理をする、廃棄をするという形で個人情報の保管については徹底してもらおう。そういった形にすれば、基本的には大丈夫なのかなという認識を持っているところでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうですね、これ大体わかったのですが、やはり今の話でも、ホストコンピュータとCSVが、どちらも機能が同じようなものなのですね。CSVというのは、表に例えばいろいろな項目があって、氏名とか住所とか性別とかあって、そこに名前とかが入っているというものなのですが、ホストコンピュータはそれと全く同じなので、これでデータベースが2つあるのと同じような状況をつくってしまうことになるので、それが本当に必要なのか。

必要でない場合は、むしろCSVは書き出さないほうがいいのではないかと。それこそホストコンピュータで作業をするという話だったので、この辺の関係性がどうなのかというところを明確にさせていただきたいなと思います。

また、仮にCSVの業務が効率化されるという、そういう話であれば、CSVを使うのもそ

それはそれで私は特段反対することではないと思っているので、その場合は定期的に廃棄をしていただくという、その辺をご注意いただきたい。

C S Vも書き出すと、ホストのほうのデータが更新されると、同期されるわけではないものなので、その辺の整合性なども、C S Vを書き出すということであれば、考慮していただきたいなという、そういった要望でございます。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】今、委員からの貴重なアドバイスも含めて、注意事項等もいただきましたので、そういったことも踏まえて開発させていただいて、開発後もデータの管理については厳重に適正に対応してまいりたいと考えています。

【会 長】伊藤委員、よろしいですか。

【伊藤委員】はい。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますか。

本件は開発ですので、諮問となっておりますから、賛否を明確にしないといけない。反対の方がいらっしゃらなければ、承認ということで終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

本件は承認ということで、終了いたします。

それでは次に資料 50「タブレット端末を介した通訳業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【多文化共生推進課長】事業名は事業の概要のところにも書かせていただきましたように、タブレット端末を介した通訳業務でございます。目的はここに書かせていただいたとおりでございます。新宿区内は現在、4万人を超える外国人住民の方がいらっしゃって、全人口の中の12%を超えている状況でございます。こういったような中で、効率的な行政、特に情報がなかなか外国の方に届かないというのが以前からいわれているところでございまして、なおかつ、例えば英語だけではなくて、全部でいうと126カ国の方が新宿区内にいらっしゃって、全ての方にはなかなか難しいのですが、上位の方々になるべく情報をきちんと届けようというところから、こういったような業務をやるものでございます。

基本的には、事業内容のところをご覧になっていただければと思いますが、タブレット端末のテレビ電話機能を使用しまして、受託者が設置するコールセンターの通訳者、それから実際に相談を受ける区の職員と外国人住民との三者の対話を行うというものでございます。

対応言語としましては、ここに書いてある英語以下フランス語までの9言語になります。実

際にはタブレット台数を、来年度5台ということで予定しているところでございます。このタブレットにつきましては、情報セキュリティ対策、5のところにも書いてありますように通訳内容の録画・録音・記録等を行わないというところでございます。

別紙のほうをご覧になっていただければと思います。ちょうど真ん中ごろの委託の内容でございますけれども、通訳業務としまして、区の窓口業務における職員からの各種制度説明、外国人からの問い合わせ等に対する通訳、区の相談業務全般に関する通訳ということになっております。

具体的に、ではどのようなことを聞くかということでございますけれども、基本的には相談内容、相談業務が中心になると思ひまして、それらで集めた情報につきましても、先ほど、ご説明させていただいたように、録音・録画等も行いませんし、記録等も一切行わない形で対応させていただければと考えております。

よろしくお願ひいたします。

【会 長】ご質問かご意見はございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】新宿区は外国人が多くて、課長も導入には積極的だったと思うのですが、議会でも、名古屋でこういったものを導入して非常に便利だという話は聞いております。

それで1点なのですが、当然、行政にかかわるかなり立ち入った内容の質問なども当然出てくると思うのですが、その際、録音・録画はまずいと思うのですが、メモをとるということは当然出てくると思うのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

【会 長】ご説明ください。

【多文化共生推進課長】メモにつきましては、その場でとる可能性は当然あるかと思ひますけれども、その相談が終わったら全て廃棄ということで徹底したいと考えております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】では、そのメモをとることを禁じているわけではないのですね。そうしないと、正確にまた答えられなくなってしまうので、終わったら必ず廃棄すると。そういう理解でいいですか。

【会 長】ご説明ください。

【多文化共生推進課長】おっしゃるとおりでございます。記録としてそれを残すということは一切行わない。そこが終わったならば、すぐ廃棄する。あくまでも区の職員と相談者の間でのやりとりというのは当然あるわけでございますけれども、通訳の方にそこを記録されるというのはまずいと考えておりますので、メモを例えばとったとしても、それはすぐに廃棄していた

だくという形で対応してまいります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】はい、わかりました。結構です。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了します。

次に資料 51「学校図書館の放課後等開放業務の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【教育支援課長】学校図書館の放課後等開放業務の委託について、ご報告を申し上げます。では、事業の概要に沿って、事業について説明をさせていただきます。

事業名はただいま申し上げたとおりでございます。この事業の目的でございますが、記載のとおり大きく2つございます。まず1つ目が読書活動の推進や自学自習や調べ学習等が可能になる場を、学校図書館を活用して提供するといったことでございます。もう1つが、放課後子どもひろば事業。これは子ども家庭部の所管でございますが、こちらで学びのスペースが不足しているといった現状がございますので、学校図書館をこの活動スペースとしても提供するといったこともあわせて行ってまいりたいと考えております。

対象者はこのような目的をかなえるために、まず当該学校、図書館を開放する学校の児童、そのほかに2番といたしまして、放課後子どもひろばの登録者も利用可能とすることを計画しております。放課後子どもひろばの登録につきましては、他校の児童も登録できるようにしておりますので、こちらの利用区分対象者に該当する場合は、他校の児童も利用ができるといったことで予定をしております。

内容としては記載のとおり、長期休業期間以外は週に2日程度、現在、学校図書館支援員を学校の図書館に配置しておりますので、この時間を延長することによって、放課後等の開放を行ってまいりたいと考えております。さらに長期休業の間も週1回程度、4時間程度の配置を行いまして、子どもたちの自学自習の場所として開放することを計画しております。

場所につきましては、当該学校内の学校図書館となります。

内容としましては、ただいま申し上げましたとおり、子どもたちの読書活動、自学自習等の場として開放するとともに、放課後等開放を円滑に行うために、専門的な司書等を安全管理ができる学校図書館支援員を別途配置する必要があるため、今回このような事業を計画しているものでございます。

続きまして、業務の委託についてです。登録業務の名称は、学校図書館の放課後等開放業務となっています。委託先につきましては、株式会社図書館流通センターを予定しております。この会社につきましては、既に図書館支援員等の配置の業務を委託しておりまして、この業者に一体的に行わせることが効果的・効率的であることから、こちらの事業者へ委託をすることを予定しております。

次に、委託に伴い事業者へ処理させる項目でございますが、記載のとおりでございます。まず当該学校の児童につきましては、こちらは記載のとおり、学校名、学年、学級、電話番号、住所、氏名、性別、それから利用履歴、保護者氏名、続柄、緊急連絡先等を、最初の利用の際に利用登録をする形で収集を予定しております。

これにつきましては、利用する児童は一度学校を下校しまして、学校の管理下を離れてこの事業に参加をするといった形式をとりますので、緊急時の対応、安全管理等のためにこういった情報を収集するものです。

次に下に書いてございます、放課後子どもひろば登録者に係る情報項目でございます。こちらは学校名、学年、学級、児童氏名、性別等となっております。放課後子どもひろばの登録者につきましては、一度ひろばに参加をいたしまして、そのひろばのほうで基本的な管理を行うといったことで想定をしております。したがって、この事業で収集する情報につきましては、図書館の利用の管理に必要な情報、あるいは緊急時の対応に最低限必要な情報としております。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体を予定しております。

委託理由は、先ほど事業の概要で申し上げたとおりでございますが、29年度につきましては、区内の小学校5校でモデル事業として実施することを計画しております。この中で、こういった業務を委託しまして、自学自習を効率的に進めるために、レファレンス対応等も行っていくことを計画しております。

委託内容は(1)から(6)に記載のとおりでございます。(1)(5)(6)につきましては、現在、既に事業者へ委託しているものでございまして、(2)(3)(4)、入退室の管理や安全管理等、それから帰宅の確認や緊急連絡等の対応、こういったことが保護者から入ることも想定しまして、これらの業務を新たに委託することを予定しております。

委託の期間は29年4月1日から30年3月31日までとしております。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」は1から5に記載のとおりでございます。特記事項を付すこと、それから必要に応じて区職員が立入り調査を行うこと等により、厳格に処理をし

てまいります。

また、「受託事業者に行わせる情報保護対策」は、1から9までに記載のとおりでございます。取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させること、それから情報をファイリングやキャビネットに入れて厳重に管理させる等といったことで対策をとってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】ご質問かご意見がございましたらどうぞ。

ないようでしたら、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

それで、審議の順番ですけれども、今、51が終了しまして、1つ飛ばしまして、資料46というのが急ぐそうなので、これを先に審議させていただきます。

資料46「海外療養費に係る調査事務等の委託について」であります。それでは説明をお願いします。

【医療保険年金課長】それでは最初に海外療養費について簡単にご説明したいと思いますので、恐れ入ります、資料の後ろのほうをめぐっていただきまして、フロー図になっている資料46-1をまずご覧ください。海外療養費は海外の病院で受診する、海外の薬局で調剤を受けるというときに、一旦かかった医療費を全額自己負担していただく。その後、次の段階として、医療機関や薬局で治療内容、かかった医療費等の証明書をもって、その内容を審査しまして、こちらの書類の審査に当たりましては、外国語で作成されている場合は申請者が日本語に翻訳文を添付することになっています。

こちらを用意していただきまして、帰国後、医療保険年金課、私どもの窓口のほうへ申請をいただきまして、診療内容明細書、領収明細書、療養費支給申請書、同意書、パスポートの写しを提出していただきまして、職員が聞取りによる書類審査をまず行います。

次に、東京都国民健康保険団体連合会による書類審査を経まして、新宿区から保険給付分として払い戻されるという流れになっています。

今回、委託として調査委託を考えていますのは、赤の吹出しで書いてあるところでございます。職員による聞取り、あるいは東京都国民健康保険連合会による書類審査というところ、さらに内容について具体的な調査を行うために、民間調査会社にさらに詳細な調査を委託するというのを目的にするものでございます。

それでは、お戻りいただきまして、事業の概要をご覧ください。事業名は海外療養費に係る調査事務等委託でございます。目的は海外療養費の適正な支給のためということでござい

す。

対象者は新宿区の国民健康保険被保険者のうち、海外療養費の支給申請を行った者ということでございます。

事業内容といたしましては、先ほど説明したような流れの中で調査をするということでございます。なお、3段落目に書いてあります海外療養費の支給申請に対する審査の強化対策の一環として、保険者が海外療養費の内容について、当該海外療養を担当した医療機関等に照会することに関する同意書を、当該海外療養を受けた者が提出するよう、これは平成28年2月に国民健康保険法施行規則が改正されまして、28年4月から施行されているということで、これは海外療養費の申請について、不正申請が多いという状況を鑑みまして、それを強化するために、調査に対して本人から必ず同意書をもらうということ、特に不自然な申請などについては調査を十分尽くすという状況でございます。

この調査につきましては、申請者が日本語訳を領収書につけることになっているのですが、改めて再翻訳の業務の申請や、あるいは海外の医療機関等に直接問合せをしていただいて、その医療事実があったかどうか確認するというようなことを実施して、不正な請求を抑止することを目的にしているところでございます。

下のほうに海外療養費の支給件数がありますが、平成27年度205件、28年度97件ということで、12月現在の数字でございます。

それから、この調査委託事務の想定件数でございますが、平成28年度申請受理分で1件、その調査をかけたいものがあるということ1件と、それから29年度は見込でございますが、24件程度出てくるのではないかとということでございます。

続きまして、次のページ、業務委託についてご覧ください。こちらの業務委託の委託先につきましては、随意契約により、その案件ごとに業者を選定し、実施したいと考えておりますが、この業者については、プライバシーマーク、ISO27001等を取得し、あるいはまたは個人情報保護方針等を定めている業者から選定するというところで実施したいと考えております。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目につきましては、被保険者の情報として、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、療養期間、医療機関等名称・所在地、主治医名、支給申請理由、診療内容明細書、領収明細書、費用額、国籍、出入国月日、顔写真、署名、印影ということで考えております。

記録媒体としては紙の申請書を使うということでございます。

委託理由につきましては、先ほどからご説明していますように、海外療養費の審査の強化と

ということで、実態調査を行うというところでございます。

委託の内容につきましては（１）から（７）までに記載のとおりでございます。

委託の開始時期ですが、本審議会で承認いただきましたら、平成 29 年 3 月 31 日までということで審議いただき次第、今年度の案件から調査をかけたいということでございます。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」としましては、１から５と考えております。特に３番のところ、必要に応じ業者に関する個人情報の管理状況について立入り調査等を行うなど、個人情報保護についての業者の取組みについて監視していきたいと考えております。

それから５番にありますように、調査案件ごとに業務終了後委託に当たり提供した資料は返却してもらおうということで、不必要な情報を持たさない、長く持たさないということで取り組んでいきたいと考えております。

「受託事業者に行わせる情報保護対策」としましては、１から４までの項目について実施させていただきたいと考えているところでございます。

添付資料としまして、特記事項をつけております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

【会 長】 ご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了します。

それでは、52 に戻りますけれども、よろしいですか。資料 52 「国保データベース（KDB）システムに係る健診・医療・介護情報の目的外利用（業務内容の追加）等について」であります。それでは説明をお願いします。

【医療保険年金課長】 それでは事業の概要からご覧ください。こちらは事業名としまして、データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定ということでございます。こちらの目的としましては、区が保有する特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用し、区民の健康の維持増進を図るということでございまして、対象者は標記のとおり、１から３までということでございます。

事業内容のところをご覧ください。こちらは既に平成 28 年度第 3 回の本審議会において、国保データベースシステムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用についてということで、審議の上、承認いただいた案件になっておりますが、今回、その中に事業として、第三期特定健康診査等実施計画策定を追加するということと、それからこのデータヘルス計画と第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定するところでございますが、この策定に係る一部

業務について、委託及び再委託をする必要があるため、本審議会にお諮りするものでございます。

KDBシステム、それからデータヘルス計画の説明については以上のとおりでございますが、今回追加します第三期特定健康診査等実施計画につきましては、下の（２）の欄をご覧ください。こちらは40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査（特定健康診査）の実施内容を策定する計画ということでございます。

第三期ということでございますが一期及び二期につきましては、職員が作成するという形で実施したところですが、今回、このKDBシステムによる詳細なデータ分析を通じて、より専門的分析を踏まえた策定をしていこうということで、第三期につきましては、このようなデータの活用をするということで、業者への委託を行うところでございます。

続きまして、別紙（目的外利用関係）をご覧ください。今回、業務内容の追加の部分でございます。右欄利用先の登録業務の目的、中ほどの登録業務の目的の3のところ、「国民健康保険に関する統計分析（医療費の適正化、データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定に活用する）」ということで、「及び第三期特定健康診査等実施計画」を追加したところでございます。

それから、下から2つ目の欄で目的外利用の時期・期間でございます。データヘルス計画の策定が平成29年4月から実施する予定でございますので、データヘルス計画の策定期間と、それから第三期特定健康診査等実施計画の策定期間を記載したところでございます。

続きまして、次のページ、業務委託についてご覧ください。データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画策定支援業務につきまして、委託先としまして株式会社NTTデータを予定しているところでございます。こちらはプライバシーマーク及びISO27001を取得済ということでございます。こちらの業者に処理させる情報項目については、資料52-6のほうに記載させていただいております。

国民健康保険医療情報、それから特定健康診査等情報、被保険者データ、こちらのほうのデータを利用させるということでございまして、これらのデータを用いまして、業務委託の最初の紙にまたお戻りください。委託理由としましては、現状分析による健康課題の抽出や保険事業等においてノウハウを持つ委託先に各委託内容を行わせることにより、効果的・効率的な保険事業計画の策定につなげるということでございます。

委託の内容としましては、レセプト・特定健康診査等のデータ分析、それからデータヘルス

計画第三期特定健康診査等実施計画（案）の作成ということでございます。

委託の開始時期及び期限については、標記のとおりでございます。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」としまして、1から5までを記載しておりますが、特に3番のところで、委託先には個人が特定できないように個人情報の一部を意味のない符号に置きかえたものをデータ処理させるということで、委託業者は直接、個人が特定される情報を持たない形での分析を行うということで実施したいというところでございます。

「受託事業者に行わせる情報保護対策」としては、1から9までを記載しているところでございます。

続きまして、業務委託の再委託に関する帳票をご覧ください。再委託先は株式会社データホライゾンという会社でございます、こちらもプライバシーマーク等を取済済ということでございます。

再委託の理由でございます。この再委託先の業者は、その業者が開発した傷病管理システムという特許をお持ちで分析を行うということでございます。それによって最も効率的・効果的に行うということでございます。ちなみに、今回の委託先と再委託先の間でございますが、首都圏の保険者に関する業務については、このNTTデータ、委託先の業者が請け負って実施するというので、この業者の中での再委託先と委託先の間での業務分類、責任範囲を決めておりまして、それに基づいて私どもは委託先としてNTTデータが窓口になるという形でございます。

続きまして、再委託の内容でございますが、再委託についてはレセプト・特定健康診査等のデータ分析ということでございまして、委託のうち、この部分について再委託を行うということでございます。

再委託の開始時期及び期限、それから再委託にあたり区が行う情報保護対策、再委託事業者に行わせる情報保護対策については標記のとおりで、委託先と同じような取扱いを行うということでございます。

続きまして、特記事項が、これは委託先に対する特記事項、それから次の特記事項は再委託に関する特記事項ということで、添付しているところでございます。

よろしく申し上げます。

【会 長】 ご質問かご意見がございましたらどうぞ。佐藤委員。

【佐藤委員】 以前にもこの審議会でもNTTデータの、たしか4～5年前だったと思うのですが、委託先の社員がデータを持ち出すという事件が2件あったのですね。それでセキュリティを強

めよということでその後起きていないのですが、念のためお聞きしますが、データホライゾンへの再委託の理由はこういう傷病管理システムを用いているので、こういうところに委託するのだと思うのですが、この再委託に当たっての保護対策がここに書いてありますが、実際にデータを扱うに社員に対しての教育や研修はどのような形でやられるのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 こちらの委託先も再委託先も、個人情報保護に関する資格といたしますか、認証を受けておりますので、まず当該事業者の中での研修内容についても確認するということと。それから、まず基本的には個人を特定できない形でのキーになる情報は置きかえて、他の符号に置きかえて提供するということですので、それは区において返還したものを業者に引き渡しして、それに基づいて分析するということですので、基本的には特定された個人の情報はわからない形での分析作業になるということでございます。

【会 長】 もともと個人名を出さないで、提供とはいかないのですか。

【医療保険年金課長】 個人名は、区のほうで別の符号に置きかえて、要は各種データを関連づけるためのキーになる情報として、個人を特定するといいますか、情報については個人名ではなくて、置きかえた符号で処理していただく。そういう形で考えています。

【会 長】 個人項目は氏名を使うけれども、提供する内容は個人名ではない。氏名ではなくて、何かの記号なのだ。こういうことですか。

【医療保険年金課長】 そういうことです。

【会 長】 はい、わかりました。ほかに質問かご意見はありますか。三雲委員。

【三雲委員】 ちょっと理解ができていなかったもので、申し訳ないですが。これは個々の被保険者、個人についてのデータ分析を行うものなのですか。あるいは、新宿区における被保険者全体についての傾向分析を行うのか、いずれなのでしょう。

【医療保険年金課長】 今回の事業は、計画の策定ということでございまして、区全体としての被保険者の状況を把握するための分析ということで、個人の状況を直接集約するものではないということです。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、委託先、再委託先のほうに、成果物としての分析結果が出てくると思うのですが、この分析結果というものは、当然成果物として区のほうに引き渡されますね。その後、実際に分析を行ったデータホライゾンなり、委託先のNTTデータのほうに、その結果は残るのですか。それとも破棄をさせるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 こちらの情報保護対策のところにもありますけれども、受託事業者に行われる情報保護対策の9番のところに、業務終了後データ媒体を返却し、消去報告書を提出させるということで、データは破棄させます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 データ媒体のデータというものは、これはこちらから提供したデータということではなくて、分析結果も含むという、そういう趣旨でよろしいわけですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 はい、そういうことでございます。

【会 長】 ほかに質問はございますか。よろしゅうございますか。何か複雑だけれども。

本件は、目的外利用が諮問事項で、委託と再委託は報告事項ですが、それぞれ諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは本件はその旨で終了いたします。

誠に済みませんけれども、もう1件だけ、どうしても事務局からやってほしいという案件があるそうなので、この資料53ですけれど、短時間で終わりそうなので、ぜひご協力ください。

それでは、資料53「身元不明迷い人台帳（警視庁）に登載する情報の外部提供について」です。ご説明ください。

【高齢者支援課長】 それでは、資料1に即しまして、現在の身元不明者支援のための流れをまずご説明申し上げたいと思います。資料1でございます。警察あるいは警察以外の方から身元不明の方、認知症の方が非常に多いわけなのですけれども、保護していただくようにということで区役所に連絡が参ります。標準的なパターンでいきますと、我々高齢者支援課のほうでまずお預かりをして、右にある一時保護施設、こちらのほうで保護をいたします。

年間30～50件ですが、1週間もたたないうちに、ほとんど身元は判明をします。ただし、まれに身元が判明しないといった場合は、チャートにありますように、生活に困窮している場合などは、生活福祉課に相談をし、引き継ぐということになっております。ただし、平成28年度、ここまで引き継いだ事例は1件もございません。

ないのでございますけれども、今の制度は生活保護申請でここは調査をして終わりなのです。そうすると、例えば区が仮に身元不明者を数カ月保護している。その状況で警察に情報をバックするシステムが今はないので、その段階で、例えば親族の方が行方不明届を出したときに、区がお

預かりしているにもかかわらず、警察には情報がないといったことはよろしくないだろうといったようなことで、次の資料 54-2 をご覧いただきますと、これは警察のほうで制度化をした身元不明迷い人台帳といったことで、お預かりした方の写真、それからご本人がおっしゃる住所とかご本人がおっしゃる名前とかをここに書かせていただいて、紙ベースで警察署にそれをお届けします。そうしますと、要は行方不明届を出した方等に限って検索をして、これでどなたかが判明をする道が開けるといったようなことで、そういった制度を警察のほうでつくりましたので、いってみれば、その制度を活用させていただきたいと、こういう趣旨でございます。

それでは、別紙をお願いいたします。大変端折って恐縮ですが、外部提供を行う情報項目としてはこのようにあるのですが、自称の性別や名前といったことでございます。外部提供を行う際に使用する記録媒体は、先ほどご説明した紙ベース。紙を警察に持っていきます。外部提供に当たっての区としての情報保護対策及び外部提供の相手方としての情報保護対策については、ご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見はございますか。

ないようでしたら、本件は諮問事項ですので、賛成ということで、承認ということで終了したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次回期日を含めて事務局から、今の段階で残された審議をどうしますか。

【区政情報課長】今、資料 53 まで皆様にご審議をいただいているわけなのですがけれども、本日予定しておりました、もしよろしければ資料 54、55 につきましては、次回再度議案として挙げさせていただいて、ご審議いただくということで、もしよろしければ、次回に持ち越したいと思っております。

次回の審議会でございますけれども、今のところ、これ以外に 6 件ですので、今のところですが、8 件、次回案件がございます。もしよろしければ、そちらのほうでと考えております。よろしくをお願いいたします。

【会 長】では、そういうことで、今日は議題を終了しまして、次回に回します。

では、本日は時間を延長してしまいましたけれども、これを持ちまして、第 7 回の審議会を閉会といたします。長時間どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 4 時 10 分閉会